

4. 設備・機器、備品の管理事務

平成 18 年 3 月末時点の貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿価額は 9,033 千円であり、過去 5 年間の資産の取得及び廃棄の状況については以下のとおりである。

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
取 得 件 数 (台)	10	2	3	1	6
金 額 (千円)	2,291	982	377	378	1,123
廃 棄 件 数 (台)	94			2	
金 額 (千円)	28,430	0	0	86	0

(注)上記の表は、取得原価 1 件 100 千円以上のものを対象としている。但し、平成 16 年度の廃棄金額については償却後の帳簿価格によっている。

資産管理については、消耗品以外の物品である固定資産物品（自動車、金庫〔手提を除く〕、計算機〔会計機、電子計算機に限る〕及び 1 個の取得価格が概ね 100 千円以上の物品）及び備品（1 個の価格が 10 千円以上で使用するにより原形を変えずことなく、比較的長期の反復使用に耐える物品）につき、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団物品管理施行細則」によることとなっている。

そこで、当該細則の遵守状況につき、関係帳簿等の査閲、現物調査等により検証した。その結果は以下のとおりであり、資産管理が的確に行われていないところがある。

①管理簿の整備状況について（指摘事項）

管理簿の作成については、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団物品管理施行細則」（以下、物品管理施行細則）によっている。すなわち、物品管理施行細則第 14 条では物品管理簿を、第 15 条では物品出納簿、物品供用明細書、備品台帳を作成するよう規定されている。しかしながら、現状では取得価額が 1 件 10 万円以上のものにつき市販ソフトによる固定資産管理台帳を作成し、それ以外の 1 件 1 万円以上のものにつき備品台帳を作成しているのみであった。

②備品台帳の記載方法について（指摘事項）

平成 14 年 4 月 1 日より、取得価額が 1 件 10 万円以上のものについては市販ソフトを利用し固定資産台帳を作成することになったため、当時において物品の一斉点検を行い、平成 13 年度において 28,430 千円（94 件）の廃棄を行った。

備品台帳を閲覧したところ、当時廃棄されているものについても備品台帳上においては廃棄処理されておらず、依然、台帳上に記載されているままとされているものが多数散見された。すなわち、現状の備品台帳においては廃棄の事実が記録されていないことにより、台帳

上に記載されている物品が本来は管理すべきもの（存在しているもの）であるという、台帳本来の機能が発揮されていない。また、現状の備品台帳は、備品番号及び保管場所を記載する様式とはなっていない。資産の管理簿とは、そもそも現物を容易に特定できることにより、管理に資することを目的に作成されるべきものである。その意味においては、備品台帳は有効に機能していないものであった。なお、資産番号及び保管場所の記載が行われていないという点については、固定資産管理台帳についても同様の指摘がされる。

③物品標示票の貼付について（指摘事項）

物品管理施行細則第10条により、固定資産及び備品には当該物品の分類、品名、番号を記載した物品標示票を作成しておくことになっているが、備品については物品標示票が作成、貼付されていないものが散見される。固定資産については様式に則った、統一されたシール様式の物品標示票が連番により作成されている。

しかしながら、固定資産についても、物品標示票の現状の最終採番は60番であるが、固定資産管理台帳上に記載されている固定資産の件数は75件あることから、物品標示票が貼付されていないものがあることは明らかである。

④現物調査について（指摘事項）

物品管理施行細則第17条により、毎年度末に現在保管高を確認し、物品保管現在高調書を作成することになっているが、現物調査は行われておらず、物品保管現在高調書も作成されていない。また、第19条により、毎年度末における物品現在高調書を作成し、翌年度の4月30日までに理事長に提出することとなっているが、当該報告書についても作成されていない状況となっている。

なお、固定資産管理台帳より、取得価額が大きいもの上位3件について、往査日当日に現物確認を行ったところ、いずれの物品についても現物は存在しており、かつ物品標示票が貼付されていた。

⑤使用状況の確認について（意見）

物品管理施行細則第18条により、使用中の物品について使用状況を調査し、使用数量等を確認することになっているが、使用実績の把握がなされていない。固定資産の平成18年3月末の償却後の期末価額は9百万円であり、重要性は小さいが、使用実績の把握は、資産が有効に活用されているか否かを測る一つの尺度であり、使用実績の記録を残しておくことが望まれるものである。

⑥廃棄処理手続について（指摘事項）

平成17年度については廃棄がなかったため、平成16年度に廃棄処理された2件につき、廃棄処理手続を検討したところ、物品管理施行細則第13条により、物品を廃棄しようとする場合には理事長の承認を得なければならないことになっているが、当該廃棄に係る決裁書においては理事長承認とはなっていない。なお、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団決裁規則」においては、理事長決裁が必要となる場合を、1件300万円以上の物件の処分としているにもかかわらず、物品管理施行細則により、上記の例外規定を設けているが、当該細則が現状に即していないのであれば、条文の内容を見直すことが必要である。

⑦受託財産について（指摘事項）

受託財産とは「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団受託財産管理規程（以下、受託財産管理規程）」にいう、兵庫県知事と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団理事長が締結した施設管理等委託契約書に基づき管理を委託された財産である。

受託財産管理規程第5条により、受託財産取扱者は受託財産の現状を常時明確にしておく必要があるが、備品については、現物調査を行っていないのが実態であった。そこで、平成18年11月に受託備品一覧に基づき、金額10万円以上のものにつき、一斉調査を行ったところ、2件につき所在が不明（すでに廃棄したものと思われる）であった。

さらに、10万円以上のものについては受託財産を示すシールを現物に貼付しているが、10万円未満のものについては、そのような管理を行っていないため、受託財産であるのかそうでないのが判別できない状況となっている。金額的には重要性はないとはいえ、受託財産については明確に区分しておくことが必要である。また、10万円以上のものについては別途資料より、保管場所が明確になっているが、10万円未満のものについては、保管場所が判る資料が作成されておらず、実際明確に認識されていないものもあった。

なお、平成18年11月時点において、1件10万円以上の受託財産（不動産を除く）は62,440千円（うち廃棄済と思われるもの755千円）であり、10万円未満のものは、センター作成の資料によると4,571千円である。

⑧機種選定委員会について

「総合リハビリテーションセンター機種選定委員会設置要綱」において1品（契約）の予定価格が200万円以上の医療機器等の購入について、購入の可否、機種選定等につき同委員会で協議することとなっている。当該要綱は平成7年9月1日より施行（最終改訂は平成17年4月1日より施行）されているが、該当案件は現在までで1件のみとなっている。

5. 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職を対象とした給与規程等については、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団職員給与規則」第6条(1)により、研究員は、同規則第5条で定める給料表のうち、年齢給給料表及び職能給給料表（I表）によることとされている。

(2) 研究職を対象とした人事評価制度について（意見）

人事考課については、「人事考課要綱」において、目的、被考課者の範囲、考課の種類、考課の時期等が定められており、実際の考課は人事考課表を記入していくことにより行われている。当該人事考課表は、職員の職務と責任の度合いに応じて、分類（注）されており、それぞれの職において、各々評価のための着眼点及び評価基準が定められている、但し、当該着眼点等は事務職、研究職共通のものとなっている。一般に研究職には、事務職にない職能が求められていることから、人事考課の際にも、研究者等の職員の発明等への意欲を増進させる一方策として、研究職独自の評価のための着眼点等を設けることを検討する余地があると考える。

(注)

区 分	範 囲	
	職能給給料表適用者	医師職給料表適用者
第1の職 (様式第1号)	9級・8級 (7級の施設長を含む。)	4級
第2の職 (様式第2号)	7級・6級 (7級の施設長を除く。)	3級・2級
第3の職 (様式第3号)	5級～1級	1級

(3) 研究職の人事方針等について

福祉のまちづくり工学研究所においては、研究職を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等につき、明文化したものはないが、同研究所は、兵庫県社会福祉事業団の中で唯一の研究機関であり、研究員の採用方針は、正規の研究員については、大学、企業及び研究機関に在籍（職）歴のある博士の学位を有する者、または同等の専門知識と実績を有する者を採用条件としている。

また、研究員17名のうち約半数は特別、非常勤研究員であり、正規以外の特別研究員は最長任期5年、非常勤研究員は最長任期3年の研究員として、当面の課題解決に必要な期間において、

専門的知識を有する優秀な人材を企業や大学院及び試験研究機関に在籍、在職者等を対象に任期制により採用し、人材の効率的活用を図っている（なお、当該研究員の活用状況については、(7)任期付研究員等外部人材の活用についてに記載している）。

そのうえで、長期的視点にたつて研究開発を進めるべきテーマについては正規職員を、当面の課題としての研究テーマについては、その課題解決に必要な専門知識を有する特別、非常勤研究員等を担当させることとしている。

さらに、研究員の育成にあたっては、学会、論文発表、関係プロジェクト等への委員等での参画や大学、企業との共同研究などにより、資質、知識、技術の向上に努めている。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規程」が定められており、平成16年度の改正により、登録補償に関しては2倍（特許権に関して1件につき2万円）に、実施補償に関しては一律3割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償、実施補償の支給実績は次のとおりである。

	平成16年度				平成17年度			
	登録補償		実施補償		登録補償		実施補償	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
特許	0	0	11	(1,926千円) 262,546	0	0	8	(1,797千円) 539,063

金額欄の上段（実施補償のみ）は収入額（千円）、下段が補償額（円）。人数は延べ人数

(5) 研究職の海外及び国内留学について

海外及び国内留学に関しては制度そのものがなく、実績はない。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

当研究所では、職員自らが研修内容を選び、その研修に参加する等で職員の自律性を高めるとともに、業務に関する専門的知識・技術の向上、事業団運営や組織の活性化に資することを目的として、①大学等での福祉をテーマとした専門研究、②福祉施設等でのサービス技術の修得、③施設経営等マネジメントに関する知識・技術の修得、④IT（情報技術）に関する知識・技術の修得、⑤接客に関する技術の修得、⑥その他事業団の活性化に寄与する知識・技術の修得の6つ

の研修項目の中から1つを選択できる「選択研究制度」を平成16年度より導入している。但し、平成16年度及び17年度については参加実績はない。

(7) 任期付研究員等外部人材の活用について

特別研究員、非常勤研究員の過去5年間における各年度末の状況は以下の通りである。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特別研究員	2	2	2	2	2
非常勤研究員	8	8	7	8	8

なお、当該研究員の活用状況を検討した結果は以下の通りである。

① 要綱と決裁規則の整合性について（意見）

特別研究員及び非常勤研究員の任期等については、それぞれ「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団特別研究員の給与等に関する規則」及び「福祉のまちづくり工学研究所非常勤の研究員及び技師雇用等の取扱いに関する要綱」に定められており、当該研究員の雇用状況に係る遵守状況につき各人への辞令や決裁書等から検討した結果、雇用期間については規則等に違反するものはなかった。

但し、「福祉のまちづくり工学研究所非常勤の研究員及び技師雇用等の取扱いに関する要綱」第2条により、非常勤研究員は雇用期間は原則1年であるが、理事長が必要と認めた場合、再雇用できるものとなっており、その際には、理事長の辞令を交付（同条第2項）することになっている。しかしながら、平成17年4月1日付の再雇用者に係る決裁及び雇用通知書は理事長により行われているものではなかった。「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団決裁規則」においては、施設の期限付任用職員、嘱託員及び非常勤嘱託員の任免に関する事項を、施設長の専決事項としているものを、同要綱により、理事長が関与するものとしているが、当該要綱が現状に即していないのであれば、条文の内容を見直すことが必要である。

② 非常勤研究員の勤務対価について

非常勤研究員には、福祉のまちづくり工学研究所（兵庫県立総合リハビリテーションセンター）が直接雇用し、本人に報酬を支払う形態のものと民間企業と派遣協定書を結び、当該企業に対し委託料として支払う形態（以下、企業派遣）のものがある。そこで、平成17年度の非常勤研究員の勤務状況につき雇用通知書、派遣協定書及び覚書との整合性を検討した結果は以下の通りであった。

a. 勤務条件の不備について（指摘事項）

勤務条件が「原則週3日」となっているにもかかわらず、出勤簿上は明らかにその要件

を満たしていない（年間出勤日数 96 日）ケースがあった。

b. 勤務対価の適否について（意見）

勤務条件は「原則週 3 日」であっても、「原則週 2 日」であっても、報酬又は委託料（税抜）は、いずれも月額 160 千円と同額であった。

現状では非常勤研究員については、勤務内容、勤務時間等の労働条件にかかわらず、対価は一律 160 千円に決定されているというのが実情のようであり、合理的なものとは言い難い。勤務に対する対価は労働条件により、当然に異なるものであり、非常勤研究員の報酬等につき見直す必要がある。

(8)アウトソーシング（民間委託）の活用について

福祉のまちづくり工学研究所においては、研究業務の一部を外部委託し、効果的に研究開発を行う業務の取り扱いにつき、「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所 研究委託取扱要綱」を設けており、過去に研究所内において、研究を進めていく課程でノウハウを持ち合わせていない課題の解決や、研究員数が少なく実施困難なアンケート調査等多数の人員や労力等によるデータ収集などを外部の専門家や大学、団体等に業務の一部として委託している。

今後も、必要が生じれば、アウトソーシングを実施する予定である。

(9)研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度に実施し、これに参加したとのことであった。

(10)その他の事項

職員採用時の受験資格等の例示列举について（意見）

平成 17 年度実施の職員採用試験案内に受験資格等として「大学、企業及び試験研究機関に在籍（職）した実績のある博士課程修了者、又は同等の専門的な知識を有する研究実績が 20 年以上の者」とあるため、同等の専門的な知識とはどのようなものかにつき質問したところ、明確な定義はないとのことであった。確かに定義付けは困難であると思われるが、例示列举等によりガイドラインのようなものを作成しておくことが望まれる。

6. 原価管理事務

(1) 原価管理の状況

試験研究に関する原価管理に関して監査上は主に、研究開発事業の分類内容、研究開発事業の採算性、コスト管理（研究課題別原価計算）、生産品収入の採算性、コスト管理について質問を行った。

① 研究開発事業の分類内容

当センターで実施している試験研究の分類については、外部に説明する場合のひとつの分類として、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究、経常研究に分類される。

原価管理の観点からは、それぞれの研究に要する費用を事前、事後にどのように把握し、管理してゆくかが問題となるが、各々で求められる原価管理の目的については多少の差がある。原価管理の目的の観点からは4つの研究を、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究（以下、この3つの研究を受託研究等という）と経常研究に分けられると考える。前者は、外部資金提供者との間において、受託する研究事業に必要な費用（主として直接経費）を事前に把握し、交渉し、契約（合意）し、先方に請求することが必要であり、また、それらの費用については、外部資金の提供者に報告する義務があるため、実績をフォローすることが求められているものである。これに対し、後者は、受託研究のような制約はなくコストの面からいえば、設定された研究予算の枠内に費用を抑えることが求められている研究といえる。以上のことから、原価管理の観点からの研究の分類としては、受託研究等と経常研究の観点からみることとする。

② 受託研究等の採算性、コスト管理

受託研究等には補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同研究があるが、当センターでは「研究開発事業実施要綱」、「共同研究取扱要綱」を定め、主として工学に関する総合的な研究開発、企業、大学又は試験研究機関と共同して行う研究開発業務の取扱いについて必要な事項を定めている。しかしながら、受託研究費の算定方法、基準等については、独自の規程は定められていない。このため、現状の原価管理としては、受託研究等において報告が求められる直接経費についてのみ予算管理を行うと共に、実績を把握する（明細表にまとめる）ことができるようにしている。実務上の必要性からいえば、現在の原価の管理で十分ともいえるが、これら受託研究等には、支弁の対象となっていない研究者の人的費用や、機器等の減価償却費などの間接費がかかっており、これらすべての費用を把握することが研究の評価を行う上で必要と考える。即ち、兵庫県の費用（税金）を用いて行う研究である以上、

説明責任を果す上で兵庫県として研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比することができるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考える。

③経常研究のコスト管理について

福祉のまちづくり工学研究所における経常研究は、県から受託している18件の研究事業がその内容となるが、これについては、「1. 収納事務（1）県受託事業収入 D意見」の項において、コスト管理の状況、問題点について記載しているので、御参照願いたい。

④製産品収入の採算性、コスト管理について

福祉のまちづくり工学研究所では、身体障害者の社会参加を支援するため、身体障害者福祉法にもとづく補装具製作施設として、手足を失った人のための義手・義足や、脳卒中後遺症などによる障害を持つ人のための装具の製作、修理を行っている。

製産品収入は、この義手・義足・装具等を製作又は修理をしたときに対価として收受する市町村より受け取る公費負担額及び自己負担額である。

現在この生産品収入に関しては、案件毎には直接経費をはじめ一切の費用が把握されていない。しかしながら、決算書類として作成している事業活動計算書は、その年度の事業活動に係る収入とその事業活動に係る費用とを対応させ表示しなければならず、この製産品収入に関していえば、製産品に係る収入と費用を同時期に計上することが求められている。即ち、収入については、「(3)製産品収入」に記載しているように実現主義の考えに従い、装具等を身体障害者に引き渡し、検収してもらった時点で計上し、費用については、製作にかかわるすべての費用（人件費、材料費、直接経費、間接費）を、収入が計上される時期に対応させて計上しなければならない。この費用の集計については、受託研究の課題別原価計算と同様の方法による必要がある。

(2)原価管理に関する意見

上記の原価管理に関する意見を整理すると、以下の通りである。

①研究課題別原価計算について（意見）

研究開発事業は、いくつかの観点から分類しうるが、いずれの研究開発事業においても、すべての費用（人件費、直接経費、減価償却費等の間接費を含む）を把握する課題別原価計算を行うことが必要であると考え。現在の研究開発事業については、受託契約金額を決める際、直接経費のみならず人件費や間接費をも必要な費用として一部認識しているものもあるが、研究課題別に全ての費用を実績として集計しているものはない。県民の税金を用い研究開発業務を行う以上、研究開発業務の有効性、効率性の判定をすることは必要であり、そのためには成果のみではなく、費用の面からも捉え直す必要がある。その基礎資料を

提供する上で、研究課題別の原価計算が必要であると考え。

なお、現在の原価管理・コスト管理は、外部資金提供者に対する説明責任を果たすため、直接経費の把握を中心に行っているが、コストには人件費、間接費（減価償却費、その他諸経費）が含まれるため、これらもコストとして把握する必要がある。特に、研究費用の中で占める割合の高い人件費については、研究テーマ毎に日報等による時間管理をすることが必要になると考える。

②製製品の個別原価計算について（意見）

製製品収入についても、研究開発事業と同様、案件別の費用（材料費、人件費、直接経費、間接費を含む）を把握する個別原価計算を行うことが、必要であると考え。

これは、効率性、有効性を判定する上での基礎資料を提供するという利用目的と共に、社会福祉法人としての会計処理上の要請（事業活動収支計算書上、製製品の収入と費用を期間対応させ計上することが求められている）によるものである。

VI 知的財産権の管理事務

県の各試験研究機関の特許料関係収入は、平成11年度から平成17年度でみると次表のとおりであり、若干増加傾向にあるものの、金額的にも未だ少額である。しかしながら、試験研究機関が限られた予算の中、研究成果を権利化し、実施料収入を得て、次の試験研究予算に充当していくことは今後一層重要となる。ただ、そのためには専門的知識が必要であり、知的財産権の創出、管理、活用に当り、県の試験研究機関共通の支援体制及び知的財産権に関する諸規程が整備され、適切に運営されているかについて、検討することとした。

機 関 名	特許収入（千円）						
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
健康環境科学 研究センター	0	0	0	0	0	0	136
工業技術センター	0	0	0	1,505	246	998	582
農林水産技術 総合センター	0	393	624	248	975	1,787	423
福祉のまちづくり 工学研究所	2,194	2,167	2,292	2,018	1,610	1,925	1,797
計	2,194	2,560	2,917	3,770	2,831	4,711	2,934

※別途、実用新案、意匠、品種登録、プログラム著作権にかかる実施許諾収入がある。

1. 知的財産権の管理要点

知的財産権の管理が適切に行われているか否かを検討するため、次の要点について質問等を行った。

- (1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容
- (2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制の有無
- (3) 知的財産の創出と有効活用の促進策の内容
- (4) 取得した特許に係る経済計算の内容
- (5) 保有する知的財産、出願中の知的財産、実施許諾を与えている知的財産の状況
- (6) 過去5年間の知的財産の取得・出願状況
- (7) 知的財産の実施（活用）状況

(注) 知的財産とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条によれば、以下のように定義されている。「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

(1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容について

知的財産の認定から取得するまでの一連の手続き、発明の対価、権利帰属、処分ルール、実施許諾に係る手続き等に関しては「知的財産取扱指針」に記述されている。

この「知的財産取扱指針」以外にも実務上の規程・要領として「職員の職務発明等に関する規則」「同規則の施行について（例規）」、「各機関職務発明審査会設置要綱」及び「各機関職務発明審査会実施要領」が策定されており、県有知的財産の創出と効果的な活用を図ろうとされている。

「知的財産取扱指針」の中のⅡ知的財産の適切な管理 3 知的財産権の適切な審査・管理では、下記のように知的財産の適切な管理を行うための記述がなされている。

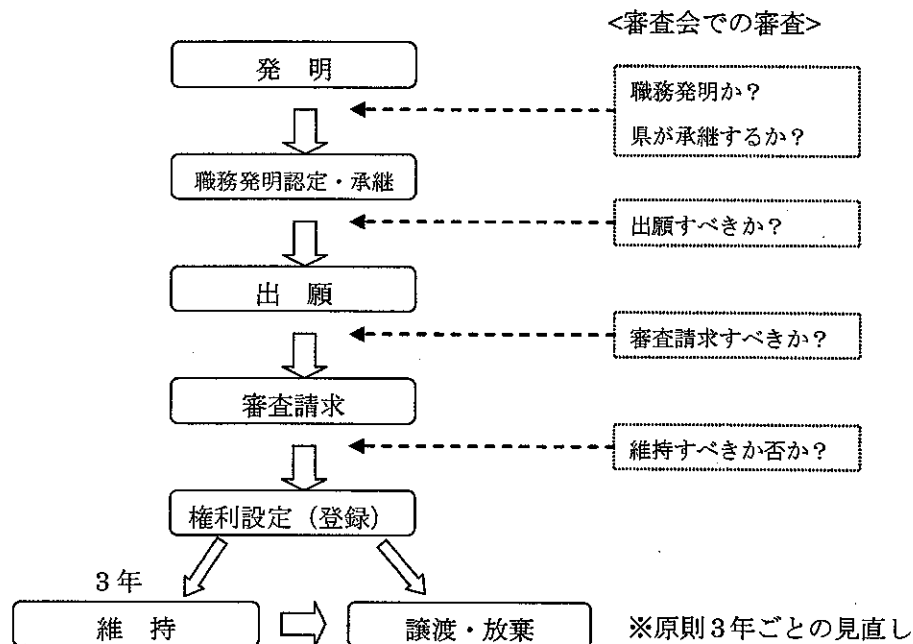
- ① 知的財産の権利に関する判断は、各機関に設置された職務発明審査会の審査を基に、各機関の長が行う。
- ② 県立試験研究機関で試験研究に従事する職員及び県立大学の教員（以下「研究員等」という。）以外の職員が行った発明等については、当該発明等の内容に最も適切な所管を定め管理する。また、審査会については、既存の審査会の活用又は必要に応じて設置する。
- ③ 職務発明審査会では、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して、審査する。なお、審査項目に「出願の可否」を追加することで、権利化せずに公知の事実と判断することや、出願時期のタイミングを判断することを可能とする。
- ④ 審査にあたっては、新規性や有効性など必要な審査項目を厳密に審査するとともに、保有した知的財産権については概ね3年ごとに見直しを行う。
- ⑤ 共同研究から生じた知的財産権については、持分割合を発明の貢献度に応じたものとし、維持管理にあたっては、原則として、持分に応じた維持管理費を負担する。ただし、優先実施権の付与によって相手方が独占的便宜を受ける場合は、相手方の全額負担とする。

さらに同指針では知的財産の管理及び活用に係る、より具体的な取扱いが記載されており、この取り扱いによれば、知的財産の取得までの流れ（概略）は、下記のとおりである。

- ①職員が発明等を行ったときは直ちに、知事あて所属長に発明届を提出する。
- ②発明届の提出を受けるなど審査の必要が生じたときは、各機関はできるだけ速やかに職務発明審査会を開催する。
- ③職務発明審査会では以下の基準に従って審査する。
 - ・職務発明の認定の基準
 - i)職員がその勤務に関連してした発明であること
 - ii)発明の内容が、その職員が現に所属している機関の所掌業務の範囲に属するものであること
 - iii)発明をするに至った行為が、当該職員の現在又は過去の職務に属する場合のものであること
 - ・権利の承継の基準
 - i)今後の需要に期待が持てるもの
 - ii)特許権等の有効な運用により終局的に県民に利益が還元できると思われるもの
 - iii)発明の内容に新規性・進歩性があること
 - ・出願の基準
 - i)出願時期が適当と認められること
 - ii)権利の承継の基準 i)～iii) が満たされていること
 - iii)公知の事実とすべきでないこと
 - ・審査請求の基準
 - i)審査請求時期が適当と認められること
 - ii)権利の承継の基準 i)～iii) が満たされていること
 - ・維持継続の基準
 - i)権利の承継の基準 i)～iii) が満たされていること

この審査会の手順を簡単に図式化すると下記のとおりである。

【職務発明審査会の流れ(特許の場合)】



このように職務発明審査会で職務発明と認定され、当該発明について県が特許を受ける権利又は特許を承継することが決定されたものは職務発明審査会の受審後に特許出願を行い、権利設定(登録)がなされた後の知的財産の権利の維持継続についても実施見込みなどを踏まえて、原則として概ね3年ごとに審査を継続的に行うようになっている(ただし、職務発明審査会で必要と判断した場合は、見直し期間を変更できる)。

また、知的財産権の活用(実施)としては、対象が特許権、実用新案権、意匠権、プログラム等著作権、回路配置利用権及び品種の登録による権利を対象として、実施権付与期間は相手方の実施意欲に応じ、原則として5年間の優先実施を認め、更新も可能となっている。実施料は販売価格等を基にした算定基準が当該指針に明記されている。

出願中の知的財産の期限は、「特許権等継続審査時期一覧表」によって管理されており、当該一覧表には案件毎に有効期間、有効期限年月日、出願年月日、審査請求期限、登録年月日、至近継続期限(それぞれの知的財産権の直近の登録更新の日)が記載されている。

なお、知的財産に関する規程は、現在「職員の職務発明等に関する規則」及び「職務発明審査会設置要綱」は作成されているが、知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等は「兵庫県知的財産取扱指針」に盛り込まれてはいるもののこれは指針であり、実務上、

準拠していくべき手続きを定めた規程があってもよいのではないかとされる。当該知的財産取扱指針をベースにし、規程として整備しておくことが必要ではないかと考える。

(2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制の有無について

平成17年度迄は専門家によるサポート体制が確立していなかったため、平成18年度より、県立試験研究機関における知的財産の創造・活用を促進するため、特許を含む知的財産に関する相談に応じる知的財産アドバイザー制度を設けた。

これは、県内弁理士の中からアドバイザーを委嘱し、依頼に応じて、県有知的財産の権利化や係争案件の処理対応、企業等との共同研究やライセンス契約に係る契約条件などについて、相談・助言を依頼するものであるとのことである（なお、平成18年度における知的財産アドバイザーの設置状況については251頁参照）。

(3) 知的財産の創出と有効活用の促進策の内容について

知的財産の創出と有効活用の促進は以下、各試験研究機関における実績をみてもわかるように必ずしも十分な成果はあがっていない。このため、県立試験研究機関・第2期中期事業計画（平成18～22年度）では「知的財産の創出と有効活用の促進」として、県立試験研究機関が県民生活の向上や産業活性化などを図るため、ユーザーへの技術移転を効果的かつ円滑に実施する必要があり、このため、知的財産を効果的かつ円滑に創出、管理、活用し、普及させていくための体制の整備充実を下記のように図ることが記述されている。

① 知的財産アドバイザー（仮称）の設置

各機関が研究成果の権利化に係る専門的な助言やユーザーとのマッチング、共同研究におけるアドバイスなどを弁理士等外部の専門家に相談できる「知的財産アドバイザー」制度を創設する。これは、県内弁理士の中からアドバイザーを委嘱し、依頼に応じて、県有知的財産の権利化や係争案件の処理対応、企業等との共同研究やライセンス契約に係る契約条件などについて、相談・助言を依頼するものである。

② 知的財産マネジメント人材の育成・配置

各機関において知的財産の適切な管理を行う「知的財産戦略推進主任」及び実務上の補助を行う「知的財産推進専門員」を育成、配置する。

③ 知的財産に関する知識の習得と意識啓発

職員が知的財産の重要性を認識し、その創出、管理、活用にあたって必要となる基礎知識を習得するための研修機会を確保する。

上記体制の整備に加え、下記の制度の充実等を図るとされている。

① 知的財産に関する関係機関との連携強化

知的財産の迅速かつ適切な技術移転を図るため、大学シーズの特許化や県内中小企業等とのマッチングに関して実績を有する(財)新産業創造研究機構との連携を強化するとともに県有特許等の事前調査等の情報収集にあたっては、兵庫県発明協会との連携を図る。

②職員へのインセンティブの充実

職員の知的財産の取得、活用に対する意欲を高めるため、実施補償金の対象となる知的財産の拡大を検討するなど、職員の知的財産活用に係るインセンティブの充実を図る。

上記の第2期中期事業計画における、平成18年度の取組み状況につき、農林水産技術総合センターにおいてヒヤリングした結果は次のとおりであった。

①知的財産アドバイザーの設置状況と今後の予定について

知的財産アドバイザーについては、以下に示しているとおり、産業労働部科学振興課により平成18年9月に関連規程が整備され、10月に全県立試験研究機関を対象に設置されたところである。現在、弁理士5名が知的財産アドバイザーとして委嘱されているとのことである。

- ・「県有知的財産創出・活用推進要綱」(施行:平成18年9月15日)
- ・県立試験研究機関知的財産アドバイザー設置要綱(施行:平成18年9月15日)
- ・知的財産アドバイザーの委嘱(平成18年10月2日)

また、今後の予定としては知財関係の相談や研修会等で積極的に制度を活用していく予定とのことである。

②知的財産マネジメント人材の育成・配置にかかる知的財産戦略推進主任・知的財産推進専門員の認定及び配置状況と今後の予定について

知的財産戦略推進主任・知的財産推進専門員については、以下のとおり平成18年9月に関連規程が整備され、その規定に基づき当センターにおいてそれぞれ選定されたとのことである。

- ・「県有知的財産創出・活用推進要綱」(施行:平成18年9月15日)
- ・知財推進主任:田中 萬紀穂(企画調整・産学官連携部研究主幹)平成18年11月7日付けで選定
- ・知財専門員:八瀬 順也(企画調整・産学官連携部主任研究員)平成18年11月7日付けで選定

今後の予定としては当センターの研究員等関係職員に対し、知財関係の必要な知識や情報を周知し、実務的な助言・サポートを行うとともに、当センターにおける知的財産の創出・活用の促進に努めるとのことであった。

③知的財産の知識の習得と意識啓発にかかる研修の実施状況と研修機会の確保手段について

職員が知的財産の創出・管理・活用に当たって必要となる基礎知識を習得するため、以下のとおり研修会を開催されたとのことである（一部予定を含む）。

【一般・職員対象】

平成18年8月8日（火）	農林水産技術総合センター
平成18年10月3日（火）	北部農業技術センター
平成18年11月28日（火）	淡路農業技術センター
平成19年2月27日（火）	兵庫県中央労働センター

【職員対象】

平成19年2月15日（木）	農林水産技術総合センター
---------------	--------------

④知的財産に関する関係機関との連携強化の具体的な実施事項と今後の予定について(財)新産業創造研究機構（N I R O）とは、現在2件のF S研究（1. ライブコートの生物農薬への有効利用 2. 薬効植物の高度利用と新規用途開発に関する調査研究）について連携して取り組んでいる。また、兵庫県発明協会とは知的財産の現地相談会（実績：平成18年8月21日、豊岡市）を共同で実施するなどの連携を図っている。

今後とも、知的財産の迅速かつ適切な技術移転を図るため、N I R O及び発明協会とはさらなる連携強化を図っていく予定である。

* F S : feasibility study の略で「可能性調査」とも表現される。プロジェクトや研究などを開始する際に、その可能性や妥当性、投資効果等について事前に調査することをいう。

⑤職員へのインセンティブの充実にかかる今後の予定について

知的財産権のうち、プログラム等著作権及び回路配置利用権以外の知的財産権については、職員へのインセンティブの充実化策として実施補償の対象としているが、プログラム等著作権及び回路配置利用権については対象となっていないため、これらについて、職員の知的財産の取得・活用に対する意欲を高める目的で何らかのインセンティブ付与が可能かどうかについて、科学振興課で検討を行っているとのことである。

これらは、根拠法の違いにより特許等産業所有権と同様の考え方では実施補償を行うことができないため、インセンティブ付与の考え方や方法について時間をかけて検討していく予定としているとのことである。引き続き方針に沿って整備充実を図られたい。

(4) 特許に係る経済計算について

特許権等の知的財産権を保有するためには、それに対応する費用（開発に携わった者の人件費、試験機の購入、審査費用、維持費用等）が発生することになるが、現状においては、各知的財産（審査不請求等としたものも含めて）毎に対応する費用の把握がなされていない。公立の試験研究機関としての使命、役割からすると県民生活の向上や産業活性化のためにユーザーへの技術移転・利用を効果的かつ円滑に実施することが主目的であり、特許権収入の取得・維持のための費用の把握をすることは主目的ではないと考えられるが、他方において、特許権を取得、維持するためにどの程度の資金が投下され、実施料収入や、特許権等の売却により、どの程度回収されたのかを把握しておくことは、知的財産に係る研究活動の経済的側面からの有効性の判断のうえで、有用であるとも考えられる。

このような経済性計算を行うためには、各知的財産毎に直接関連づけられないような費用をどのように扱うかなどの技術的な問題があり、また、試験研究活動を経済性の優劣により決定して良いものかどうか等の論点も生じるので、一朝一夕にできるものではないと思われるが、少なくとも、知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する際の意思決定時には人件費も含め必要な費用がどの程度かかるのかの情報が提供できるようにしておくことが望まれる。

2. 工業技術センターにおける状況

(1) 知的財産権の状況

平成18年3月末における知的財産権に係る状況（件数）は以下のとおりである。

権利の種類	登録	出願中	実施許諾
特許権	12	43	8
実用新案権	1	0	1
意匠権	1	0	1
著作権	2	0	2

登録済の知的財産権の内容は以下の通りである。

権利の種類	名称	登録日
特許権	レーザー加工装置	平成6年9月26日
	艶消し電着塗装用組成物を製造するためのコア・シェル型樹脂水性エマルジョンおよびその製造方法	平成8年10月3日
	グラフト共重合体の製造方法《皮革》	平成8年11月7日
	タンガステン基金属材と銅基金属材との摩擦圧接方法	平成10年3月6日
	レーザー加工装置	平成10年11月13日
	ポリマー基盤の表面改質法	平成13年6月8日
	回転円板刃《機械金属》	平成15年3月20日
	磁気浮上体の位置決め装置	平成15年7月18日
	識別コードの読取装置および表示用カラーディスプレイ	平成17年4月22日
	金属間の摩擦攪拌接合方法	平成17年5月13日
	リチウム二次電池用負極及びこれを用いたリチウム二次電池《機械金属》	平成17年11月11日
	液晶シャッターを用いた距離計測方法及び装置、並びに形状認識方法及び装置	平成17年11月25日
意匠権	包丁	平成11年8月6日
実用新案	角度調整機能付き包丁《機械金属》	平成12年12月13日
著作権	鋼材の火花試験学習 CD-ROM	—
	アレンジワインダー用システム	—

また、過去5年間における知的財産権の出願等の状況は以下のとおりであり、平成17年度の実施料収入は903千円と僅かである。

権利の種類		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特許権	出願件数(件)	5	6	5	12	13
	取得件数(件)	2	1	1	0	4
	実施許諾件数(件)	0	1	1	1	6
	実施料収入(千円)		5	144	552	582
実用新案権	出願件数(件)	0	0	0	0	0
	取得件数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	1	1	1	1	1
	実施料収入(千円)	4	0	1	0	0
意匠権	出願件数(件)	0	0	0	0	0
	取得件数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	1	1	1	1	1
	実施料収入(千円)	9	1	1	1	1
著作権	申請件数(件)	0	0	0	0	0
	登録件数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	0	1	1	2	2
	実施料収入(千円)		125	141	269	320

(2) 規程等の遵守状況の検討

職務発明に係る事項及び実施料収入に係る事項について、当該規程等の遵守状況を検討した手続及び結果は以下の通りであり、特に問題は認められなかった。

①職務発明に係る事項

「兵庫県知的財産取扱指針」によると、発明届の提出を受けるなどの審査の必要が生じたときは、職務発明審査会を開催することになっており、当該審査会において、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して審査することとなっている。なお、当該審査会に係る規程として「兵庫県立工業技術センター職務発明審査会設置要綱」及び同「要領」がある。そこで、平成17年度に職務発明として認定された案件及び審査請求を行った案件につき、審査会に係る報告資料と照合を行った結果は以下の通りである。

- ・平成17年度に職務発明の認定を受けたものについては、全て審査会において、審査結果は可となっていた。
- ・平成17年度に審査請求を行ったものについては、全て、審査会において、審査結果が可となっていた。
- ・審査会は要綱により定められている委員で、適正に構成・組織されていた。

②実施料収入に係る事項

平成17年度の実施料収入のうち、10万円以上のものについて、請求書・契約書等の関係書類と照合した結果、問題は認められなかった。なお、平成17年度の実施料収入の内容は以下の通りである。

特許等の名称	実施料収入
回転円板刃	557千円
識別コードの読取装置	5千円
表面加工方法(クラッシュ加工)	0千円
レーザー加工装置	19千円
包丁(意匠)	1千円
角度調整機能付き包丁(実用新案)	0千円
鋼材の火花試験学習CD-ROM	247千円
アレンジワイナダー用システム	72千円

但し、実施料収入の算定方法については、今後の課題として、以下に記載する事項が挙げられる。

a. 県単独所有の知的財産に係る実施料の算定について(意見)

実施料の算定については「兵庫県知的財産取扱指針」により、該当する特許権等を利用している製品の販売価格や利益金額等を基準としている(注)。すなわち、販売数量が少なければ、実施料収入も多くは見込めないため、場合によっては収入額を、維持費等に係わる支出額が上回るケースも生じている(平成17年度を例にとれば、包丁の意匠権につき、実施料収入は1,271円であるのに対し、登録料が27,400円かかっている)。県単独で知的財産を所有しているものについては、県の発明に係るものを特定の者だけでなく、誰でもが利用できることを前提としていることから、単に現在の利用者に売却してしまえば良いというものではないという側面がある。そこで、実施料の算定方法の一つの考え方として、該当する知的財産を保有するための年間維持費相当額等の支出額を収入により賄えない場合には、当該費用相当額を実施料収入とするという考え方を採り入れることを検討する余地があると考える。

(注)兵庫県知的財産取扱指針Ⅱ. 知的財産の活用 (5)実施料の算定より抜粋

実施料＝「基本額(※1)×実施料率(※2)」

(※1)基本額

ア)販売価格を基礎とする場合

a 販売数量が明確なもの：基本額＝販売価格×販売数量

b 生産数量が明確なもの：基本額＝販売価格×生産数量

4) 特許等の実施によって得た価値又は価値の増加を基礎とする場合

a 販売数量が明確なもの：基本額＝付加価値×販売数量

b 生産数量が明確なもの：基本額＝付加価値×生産数量

c 利用件数が明確なもの：基本額＝付加価値×利用件数

り) 製品の販売によって得た利益金額を基礎とする場合

基本額＝利益金額

(※2) 実施料率

基準率(※3)×利用率(特許がその製品に占める割合)×増減率(公共性等により50%の増減が可能)×開拓率(製品化への費用を考慮し50%の減額が可能)

(※3) 基準率

販売価格の場合：2～4%

価値又は価値の増加あるいは利益金額の場合：10～30%

3. 農林水産技術総合センターにおける状況

(1) 知的財産権の状況

平成18年3月末における知的財産権等に係る状況(件数)は下記のとおりである。

(件数)

権利の種類	登録完了	出願中	出願準備中	実施許諾
特許権	11	19	1	6
特許権(海外)	2	—	—	—
実用新案権	1	—	—	—
登録品種	7	5	1	1

また、過去5年間における知的財産権の出願等の状況は以下のとおりである。

権利の種類		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特許権	出願件数* (件)	2	0	4	2	6
	取得件数* (件)	1	1	1	2	0
	実施許諾件数 (件)	2	7	7	7	7
	実施料収入 (千円)	624	248	975	1,787	423
実用新案権	出願件数* (件)	0	0	1	0	0
	取得件数* (件)	0	0	0	1	0
	実施許諾件数 (件)	0	0	0	0	0
	実施料収入 (千円)	0	0	0	0	0
品種育成者権	出願件数* (件)	2	1	2	0	3
	取得件数* (件)	2	2	0	2	1
	実施許諾件数 (件)	4	4	3	2	2
	実施料収入 (千円)	104	100	77	51	55

* 当該年度において、新たに出願または取得のあったものの件数

(2) 特許保有数の他府県比較

総合農政課が独自に全国の都道府県宛に照会した調査（調査時点：平成16年度末）によれば各都道府県の特許権の状況は下記のとおりである（ただし、回答のなかった4県（福島、富山、鳥取、広島）は含まれていない）。

農林水産関係試験研究機関に係る特許保有状況等

(単位：件)

都道府県名	特許保有数	出願中特許数
北海道	39	-
青森県	4	12
岩手県	4	59
宮城県	6	10
秋田県	7	59
山形県	1	12
新潟県	22	26
石川県	1	8
福井県	2	5
茨城県	7	10
栃木県	15	8
群馬県	10	11
埼玉県	10	10
千葉県	8	12
東京都	1	6
神奈川県	11	4
山梨県	2	5
長野県	18	3
静岡県	14	46
岐阜県	3	33
愛知県	8	16
三重県	6	20
滋賀県	5	6
京都府	7	13
大阪府	10	16
奈良県	10	12
和歌山県	4	3
島根県	3	10
岡山県	4	0
山口県	4	6
徳島県	2	4
香川県	3	17
愛媛県	0	5
高知県	8	40
福岡県	6	18
佐賀県	3	2
長崎県	3	12
熊本県	8	6
大分県	2	15
宮崎県	9	11
鹿児島県	5	10
沖縄県	4	15
兵庫県	11	11
合計	310	607
平均	7.21	14.45

注：特許関係データは、平成16年度末総合農政課からの全国照会結果(H17.6)

当該資料をみる限りでは、農林水産関係試験研究機関に係る県の特許保有状況は特許保有数では平均以上であるが、出願特許数では平均以下となっている。

(3) 知的財産権の実施（活用）状況

知的財産権の実施（活用）状況は「県立農林水産技術総合センター所有特許権の収支状況について（平成8年～平成17年度までの状況）」によると下記のとおりである。

（単位：千円）

特許等名称	出願日	登録日	H8～H17 収入合計
周年調理できる調理グリ ^① の製造方法	H4. 8. 11	H8. 4. 30	26
蛍光性細菌の活性維持法及び保存法並びにこの培養物からなる微生物資材	H5. 12. 10	H9. 6. 13	2
抗菌性物質 2, 4-ジ ^② アセチルプロク ^③ ル ^④ ニールの製造法	H5. 12. 24	H8. 5. 31	2
青枯病防除方法	H7. 3. 31	H10. 9. 18	2
青枯病防除資材	H7. 3. 31	H10. 9. 18	2
育苗培土及びその製造方法並びに耐病性菌の育成方法	H8. 5. 20	H10. 10. 9	80
空気式混合による植物苗の吹付け緑化工法	H9. 10. 22	H12. 7. 14	4, 334
合計			4, 450

監査上は、上記のうち一番金額が多額である北部農業技術センターにて計上されている「空気式混合による植物苗の吹付け緑化工法」の平成17年度分の収入394,692円について、調定決定書、実績報告書、特許権等実施報告書及び特許権等実施契約書と照合し、なおかつ「公有財産規則の運用について」に則って作成された実施料算定基礎資料どおりの単価が採用されているかどうか確認したところ適正に処理されていると認められた。

(4) 知的財産に関する委員会等について

知的財産に関する委員会としては、上述のように職員の職務発明に関するものとして職務発明審査会が開催されるようになっており、これは、職員の職務発明に関する規則第16条「職務発明審査会の設置」の規定に基づき、職員が行った職務発明の認定から権利の承継、出願、出願の審査請求、譲渡、放棄に至る各段階で審査を行うために「兵庫県立農林水産技術総合センター職務発明審査会設置要領」に基づき設置されたものである。

この職務発明審査会は開催されるごとにその議事録が作成されており、監査上は平成17年度において開催された議事録（2回分）を入手し、承認状況を確認するとともに特許出願時期との関係を確認した。

その結果、共同研究者の意向（先願権の確保）や公開等（学会発表など）の都合により、早急に出願しなければならない場合は（審査会の開催準備に2か月程度を要するため、共同研究者等

の意向に添うためにも）、職務発明審査会の開催を待たずに出願している案件があるが、その際には、当センター内においてセンター所長の決裁を得て出願しているとのことである。ただし、このような案件は、職務発明の認定及び県への権利の承継がなされていないため、共同出願者には県ではなく研究者個人の名前が記載されており、出願後に開催した審査会において、職務発明及び県への権利の承継が認定されれば、共同出願人の名義を研究者個人から兵庫県へ変更する手続きをとる必要があるとのことである。

この変更手続きの実施状況を確認したところ、共同出願者の種々の都合により現在のところ名義変更手続きが完成していない案件が1件あるとのことである。今後、手続きを実施しておくことが必要である。

4. 健康環境科学研究センターにおける状況

①知的財産に関する基本方針

当センターは試験方法の開発等が多くかつ研究内容からも、たとえ、権利化が可能なものであっても、特定の企業や生産者振興に資するべく特許権等を取得するよりも、社会全体で広く利用に供されるべきもの（感染症に関する検査法等）であり、権利化は行わない方針をとっている。

そのため、平成18年3月末における知的財産権に係る状況は、出願中のものも含めて該当するものがない。

また、過去5年間における出願状況についても、平成14年度に行われた次の1件のみであり、当該出願案件も、結局、審査請求せずに、平成17年8月10日に第三者に譲渡（売却）されている。

知的財産権の内容	権利の種類	実施料収入 (単位：円)
発明の名称：「流体中の浮遊粒子の分離方法と装置」 出願番号 出願年月日：H14.9.2 公開年月日：H16.3.25	特許権	(譲渡金額) 136,000円

②特許権出願案件に係る譲渡の決定について（意見）

平成17年8月に出願中の特許権「流体中の浮遊粒子の分離方法と措置」を第三者に譲渡している。その際に当該発明に対する審査請求の可否及び権利の譲渡の可否を論じるために開催された職務発明審査会の議事録を閲覧した。議事録中に「基礎的な技術なのだから譲渡でなく申請を放棄して広く一般に公開することを検討することも考えたらどうか」という意

見が具申されていたが、議事録上では当該意見に対して言及することなく、譲渡の方針が決定されている。前述している当センターの知的財産に対する基本方針に照らして、出願中の特許権であっても、特定の企業に対して特許権を譲渡することにつき、議事録において譲渡を選択した理由を明確にしておくことが必要である。

5. 生活科学研究所における状況

当研究所について知的財産の状況（保有する知的財産、出願中の知的財産、実施許諾を与えている知的財産の有無）について質問したところ、事例がないとのことであった。

6. 福祉のまちづくり工学研究所における状況

(1) 知的財産権の状況

平成18年3月末における知的財産権に係る状況（件数）は以下のとおりである。

権利の種類	登 録	出 願 中	実施許諾
特 許 権	1(*)	4	4
商標登録	0	1	0

(*)「記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足」に係るものであり、日本、米国、英国、ドイツ、台湾の各国で特許を取得しているものである。

また、過去5年間における知的財産権の出願等の状況は以下のとおりである。

権利の種類		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特 許 権	出 願 件 数(件)	1	3	1	1	0
	取 得 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	1	1	2	4	4
	実施料収入(千円)	2,292	2,018	1,610	1,925	1,797
商標登録	出 願 件 数(件)	0	0	1	0	0
	取 得 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	0	0	0	0	0
	実施料収入(千円)	0	0	0	0	0

(2) 規程等の遵守状況の検討

職務発明に係る事項及び実施料収入に係る事項について、当該規程等の遵守状況を検討した手続及び結果は以下の通りである。

① 職務発明に係る事項

「兵庫県社会福祉事業団知的財産取扱指針」によると、審査の必要が生じたときは、職務発明審査会を開催することになっており、当該審査会において、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄について審査をすることとなっている。なお、当該審査会に係る規程として「職務発明審査会設置要綱」がある。そこで、平成17年度に職務発明として認定された案件及び審査請求を行った案件につき、審査会資料と照合を行った結果は以下の通りである。なお、平成17年度に職務発明の認定を受けたものはなかった。

- ・平成17年度に審査請求の取下げを行ったものについては、全て審査会において、審査結果は取下げ可となっていた。
- ・平成17年度に審査請求を行ったものについては、全て、審査会において、審査結果が可となっていた。
- ・審査会は要綱により定められている委員で、適正に構成・組織されていた。

但し、一連の手続を実施した中で、今後改善が望まれる事項として、以下に記載する事項が挙げられる。

a. 発明届の管理について（意見）

特許権取得の一連の手続のスタートは職員より発明届が提出されることから始まるものである。しかしながら、現状においては、現在までに提出された発明届（結果として職務発明として認定されなかったものも含めて）が、一覧に分かる資料が作成されていない。発明届の管理記録簿を作成しておくことが望まれる。

b. 職務発明審査会について（意見）

平成17年度においては、平成17年11月30日及び平成18年2月24日に職務発明審査会が開催されており、同審査会の議事録を閲覧した。その結果、平成17年11月30日に開かれた同審査会の課題の一つに「維持、審査請求を行っている職務発明の今後の維持・推進について」があるが、当該議題に係る議事録上の記載内容（討議の内容等）が、あまりに簡潔であり、かつ、損害賠償に係る議論に終始しており、議題との整合性がないものとなっている。実際の協議については十分、深耕のあるものであったと考えるが、議事録の内容もそれに見合った充実したものにしておくことが必要である。

c. 「職務発明審査会設置要綱」について（意見）

「職務発明審査会設置要綱」第7条において、審査会の運営に関して必要な事項は別に定めると記載されているが、これに該当する要領等が作成されていない。審査会の運営に関して必要な事項につき、明文化しておくことが必要である。

②実施料収入に係る事項（意見）

平成17年度の実施料収入のうち、10万円以上のものについて、請求書・契約書等の関係書類と照合した結果、問題は認められなかった。なお、平成17年度の実施料収入の内容は以下の通りである。

特許等の名称	実施料収入
記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足	1,747千円
福祉・医療用具及び介護サービスの安全確認トレーニングシステム	49千円

但し、現在保有している特許権は「記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足」のみであり、当該特許権に係る維持費用は全て共同開発者の負担となっている。従って、現状では当該特許権を維持していることにより費用的なデメリットがないため、審査会において、維持か放棄かの具体的な見直しは行っていない。今後は単独で特許権の保有を行うこともあるとのことであり、その際には維持・見直しの判断材料の一つとして維持費等の経済性計算を考慮することが望まれる。なお、維持費用の負担が発生していないことから、現状においては、維持費の払込に係る期限管理も行っていない状況であるが、自らが持分を有する特許権については、能動的に管理しておくことが必要である。

7. 知的財産権に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の知的財産権についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

①知的財産権に関する規程について（意見）

知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等は「兵庫県知的財産取扱指針」に盛り込まれてはいるもののこれは指針であり、実務上、準拠していくべき手続きを定めた規程がない。当該知的財産取扱指針をベースにし、規程として整備しておくことが必要ではないかと考える。

②特許に係る経済計算について（意見）

特許権等の知的財産権を保有するためには、それに対応する費用（開発に携わった者の人件費、試験機の購入、審査費用、維持費用等）が発生することになるが、現状においては、各知的財産

(審査不請求等としたものも含めて) 毎に対応する費用の把握がなされていない。知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する場合の意思決定の際には人件費も含め必要な費用がどの程度かかるのかの情報が提供できるようにしておくことが望まれる。

③県単独所有の知的財産に係る実施料の算定について（意見）

実施料の算定については「兵庫県知的財産取扱指針」により、該当する特許権等を利用している製品の販売価格や利益金額等を基準としているが、販売数量が少なければ、実施料収入も多くは見込めないため、場合によっては収入額を、維持費等に係わる支出額が上回るケースが生じている。実施料の算定方法の一つの考え方として、該当する知的財産を保有するための年間維持費相当額等の支出額を収入により賄えない場合には、当該費用相当額を実施料収入とするという考え方を採り入れることを検討する余地があると考ええる。

④共同出願人の名義変更手続きの実施について（農林水産技術総合センター）（指摘事項）

共同研究者の意向（先願権の確保）や公開等（学会発表など）の都合により、早急に出願しなければならない時は、職務発明審査会の開催を待たずに出願している案件があるが、このような案件は、共同出願者には兵庫県ではなく研究者個人の名前が記載されている。出願後に開催した審査会において、職務発明及び県への権利の承継が認定されれば、共同出願人の名義を研究者個人から兵庫県へ変更する手続きをとる必要があるとのことなので、この変更手続きの実施状況を確認したところ、1件について共同出願者の種々の都合により現在のところ名義変更手続きが未完であるとのことである。速やかに手続きを実施することが必要である。

⑤特許権出願案件に係る譲渡の決定について（健康環境科学研究センター）（意見）

出願中の特許権を第三者に譲渡する際の権利の譲渡の可否を論じるために開催された職務発明審査会の議事録を閲覧したが議事録中に「基礎的な技術なのだから譲渡でなく申請を放棄して広く一般に公開することを検討することも考えたかどうか」という意見が具申されていた。しかしながら、議事録上では当該意見に対して言及することなく、譲渡の方針が決定されている。健康環境科学研究センターの知的財産に対する基本方針に照らして、（出願中の特許権であっても）特定の企業に対して特許権を譲渡することにつき、議事録において譲渡を選択した理由を明確にしておくことが必要である。

⑥職務発明審査会について（福祉のまちづくり工学研究所）（意見）

- a. 平成17年度の職務発明審査会の議事録を閲覧したところ当該議題に係る議事録上の記載内容（討議の内容等）が、あまりに簡潔であり、議題との整合性がないものが見受けられた。

実際の協議については十分、深耕のあるものであったと考えるが、事後的に内容が十分把握できるように議事録の内容もそれに見合った充実したものにしておくことが必要である。

- b. 「職務発明審査会設置要綱」第7条において、審査会の運営に関して必要な事項は別に定めると記載されているが、これに該当する要領等が作成されていない。審査会の運営に関して必要な事項につき、明文化しておくことが必要である。

⑦維持費用払込に係る期限管理について（福祉のまちづくり工学研究所）（意見）

現在保有している特許権は「記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足」のみであるが、当該特許権に係る維持費用は全て共同開発者の負担となっており、維持費用の負担が発生していないことから、現状においては、維持費の払込に係る期限管理も行っていない状況であるが、自らが持分を有する特許権については、能動的に管理しておくことが必要である。

Ⅶ 試験研究課題の選定並びに成果の評価

1. 試験研究課題の選定の要点

試験研究課題の選定が適切に行われているか否かを検討するため、次の要点につき、県の試験研究機関がどう対応しているか質問、関係資料の閲覧等により検討した。

- ①試験研究課題選定に関する規程があるか。
- ②試験研究課題の選定に当り、内部評価と外部評価の両方が行われる制度になっているか。
- ③試験研究課題、試験研究手法等に係わる評価基準があるか。
- ④試験研究課題の選定に当り、次の点につきどのようにチェックされているか。
 - a 民間企業との競合可能性
 - b 県の産業振興策との整合性
 - c 生産者・消費者・利用者のニーズ
 - d 特定分野への偏在回避
- ⑤中長期な観点から試験研究課題が選定されているか。
- ⑥試験研究課題の選定過程で検討した内容が文書化される制度になっているか。
- ⑦試験研究課題選定書に有用性、目標達成可能性、新規性、期待される効果が具体的に説明されているか。
- ⑧試験研究のニーズの把握はどのようにしているか。
- ⑨試験研究課題の選定に当り、費用対効果の事前予測が行われているか。

その結果は次のとおりである。

①試験研究課題選定に関する規程があるかについて

県立試験研究機関が効果的、効率的に業務を推進するために「県立試験研究機関の評価に関する指針」（以下、「評価指針」と略す。）を定め、平成13年7月から施行されている。また、この指針に基づき、次の要領等が定められている。

- a. 「県立試験研究機関の研究課題等の評価要領」（以下、「評価要領」と略す。）

これは上記指針に基づき、研究課題等の評価に必要な事項（評価対象、評価の実施体制等）を定めている。
- b. 「試験研究機関の研究課題評価に係る基本的評価項目・評価基準」（以下、「評価項目・評価基準」と略す。）

これは評価項目（必要性、有効性、効率性、代理性）の具体的内容と5段階の評価基準を説明している。

c. 「県立試験研究機関の研究課題その評価実施細則」（以下、「実施細則」と略す。）

これは「評価要領」の規定に基づき、その具体的な取扱いに関する事項を定めている。

以上から試験研究課題選定に関する規程は整備されているものと認めた。

②試験研究課題の選定に当り、内部評価と外部評価の両方が行われる制度になっているかについて

「評価指針」の4. 研究課題等の評価において内部評価と外部評価を重層的に実施する旨規定されており、「評価要領」の3. 評価の実施体制において、概略は次のように定められている。

外部評価は、(a)科学技術会議（県の科学技術の振興に関する重要事項を調査審議し、知事に建議する機関で、大学教授等外部学識経験者、関係行政機関の職員で構成されている常設機関）の評価委員会と(b)研究課題評価専門委員会（県立試験研究機関が所轄する専門分野の学識経験者など概ね5～10名で各部局単位で設置している委員会）が実施する。

(a)科学技術会議で実施する評価対象は部局横断的研究であり、(b)研究課題評価専門委員会で実施する評価対象は主要研究である。

一方、内部評価は「研究課題等評価調整会議」（各県立試験研究機関又は各部局において、県立試験研究機関幹部、本庁関係課長等の内部委員により構成されている）により、全ての研究課題を対象に実施する。

以上から、内部評価と外部評価の両方が行われる制度になっていると認められた。

③試験研究課題、試験研究手法等に係る評価基準があるかについて

試験研究課題、試験研究手法等に係る評価基準は「評価項目・評価基準」において、必要性、有効性、効率性、代替性に区分して行うこととなっており、試験研究手法の評価については効率性の項目で「研究を推進する手段・方法が妥当であるか」という視点で検討されることとなっている。以上から評価基準は的確に定められていると認められた。

④試験研究課題の選定に当り、次の点につきどのようにチェックされているかについて

- a. 民間企業との競合可能性
- b. 県の産業振興策との整合性
- c. 生産者・消費者・利用者のニーズ
- d. 特定分野への偏在回避

- a. 民間企業との競合可能性については「評価項目・評価基準」の「代理性」の項目で、公民の役割分担の観点に基づき大学や民間試験研究機関などの他の機関による実施が見込めない研究かどうかについて、技術的側面、市場性の面、プライバシー確保の面から民間での実施が不可能であるか否かを評価することとなっている。
- B. 県の産業振興策との整合性については「評価項目・評価基準」の「必要性」の項目で、県の政策の方向性に適合するものであるか否かを評価することになっている。
- C. 生産者・消費者・利用者のニーズについては「評価項目・評価基準」の「必要性」の項目で、企業、県民の具体的ニーズ（産業振興、新商品開発、環境問題への対応など）、市場ニーズに対応しているか否かを評価することになっている。
- D. 特定分野への偏在回避について
「評価項目・評価基準」において、特に「特定分野に偏在していないか否かについて」のチェック項目は入っていない。各研究所で質問した結果、次のような回答を得ている。

工業技術センター	研究課題提案の前段階で技術分野や業種等は調整しているが、研究課題の選定に際しては、特に考慮していない。
農林水産技術総合センター	当センターのマネジメント会議で全体の調整を行っている。
健康環境科学研究センター	評価調整会議で課題の統合など調整している。
生活科学研究所	「食の安全・安心」「商品の実用性と安全性」「健康な暮らし」「高齢社会への取り組み」など、毎年多様な観点から課題（案）を作成し、偏在しないようにしている。
福祉のまちづくり工学研究所	土木系、建築系、機械系、電気系、制御系のほとんどの工業系分野にわたる研究員で構成されており、研究課題の選定には、利用者ニーズ、社会ニーズを基本としているので分野が偏在することはない。

工業技術センター、農林水産技術総合センターでは研究員の専門分野に制約があることから、ある程度特定分野に偏ることは避けられないと考えられるが、これら試験研究機関にあつては県立の試験研究機関である以上、研究課題の選定にあたり、特定分野へ偏っていないかどうかという視点で評価することは必要と思われる。評価項目に加えることが望まれる。

⑤中長期な観点から試験研究課題が選定されているかについて

「評価項目・評価基準」の「必要性」の項目について、中期的観点で策定された中期事業計画に明記されている業務の重点化に適合しているか否かを評価することになっている。また「有効性」の項目においても、想定される研究成果の技術水準は高く、新規性、独創性を

有しているかとか他の研究への応用可能か、波及効果があるかという視点は中長期的な観点からの評価であると説明されている。

⑥試験研究課題の選定過程で検討した内容が文書化される制度になっているかについて

「評価要領」(2)評価方法において、「研究課題調書」と「評価シート」の作成が要求されている。

「研究課題調書」には次の内容を記載し、その課題を採択することの適否を判断する資料となっている。

- ・研究ニーズ、環境変化等の状況に関すること。
- ・研究の概要に関すること。
- ・県施策との適合性、具体的研究ニーズに関すること。
- ・目標とする成果とシーズ、ポテンシャルに関すること。
- ・研究に投入される資源に関すること。
- ・他の機関による実施可能性に関すること。

また「評価シート」には、「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」につき評価基準に基づき採点し、総合的に判断したコメント(具体的な問題点、留意事項、研究内容の見直し、アドバイス等)を付することになっている。

これら以外にも、試験研究所内部における正式の「研究課題等評価調整会議」に提出する研究課題の選定会議等の議事録が保存されている。

以上から、課題の選定過程での検討内容は文書化される制度になっているものと認めた。

⑦試験研究課題選定書に有用性、目標達成可能性、新規性、期待される効果が具体的に説明されているかについて

「評価項目・評価基準」の「有効性」の項目について「研究課題調書」には、研究成果は技術シーズや研究ポテンシャルからみて実現可能なものか、研究成果の技術水準は新規性、革新性、独創性を有しているか、産業化や地域経済への波及効果があるか等具体的に記載することになっており、有用性、目標達成可能性、新規性、期待される効果は具体的に説明されていると認めた。

⑧試験研究のニーズの把握はどのようにしているかについて

試験研究ニーズの把握の仕方については、特段規程上の定めはない。試験研究ニーズの把握は、各試験研究機関により違いがあり、各々質問した結果、次のような回答を得た。

工業技術センター	企業からの技術相談、指導業務、移動工業技術センター業務、企業訪問および共同・受託研究等を通じて、日頃からセンター各部所で試験研究ニーズを把握しており、これを年間4～6回開催される企業ニーズ把握集約会議（各部の研究主幹で構成）で集約している。
農林水産技術総合センター	試験研究実施年度の前々年度末に県の関係機関（県下22ヶ所の農業改良普及センター、各県民局等行政部門）、県内関係団体（農協、漁協、森林組合、消費者団体等）、内部試験研究部門に対し、試験研究課題への要望、提案問題を一定書式で照合しているほか、生産者からの要望提案は、農業改良普及センター等を通じて随時寄せられている。
健康環境科学研究センター	行政サイドからのニーズについては、意見交換会等で把握するほか、県下の健康福祉事務所（保健所）検査室室長研修、当研究センター研究発表会および一般県民向けセミナー等で意見交換やアンケート実施からニーズを把握している。
生活科学研究所	消費生活相談窓口から消費者苦情を把握しているほか、最近の消費者問題等についてのニュース等を系統的にスクラップする等の方法で把握している。
福祉のまちづくり工学研究所	当研究所は、県の総合リハビリテーションセンター内にあり、中央病院、家庭介護・リハビリ研修センター及び福祉用具展示ホールでの相談対応の中で、試験研究ニーズを把握している。また、敷地内にある特別養護老人ホーム、身体障害者更生施設等とも連携を図る一方、県内の障害者施設等に出向き、直接面談等でニーズの把握に努めている。

⑨試験研究課題の選定に当たり、費用対効果の事前予測が行われているかについて

「評価項目・評価基準」の「効率性」の項目において、研究成果を得るために投入される資源は、その成果を得るために最適であるかについて費用対効果の視点により評価することになっている。しかしながら、研究課題調書には費用の見積り額は記載しているものの、効果についてはほとんど記載されていない。

この理由として、工業技術センターでは、研究成果を使った生産や販売をすることはなく、中小企業等に技術移転して、初めて成果となるため、定量的な評価は非常に難しいとされている。また、農林水産技術総合センターでも、波及効果については「有効性」の項目に記載しているが、効果について定量的に行うのは困難であるとされている。その他の研究所においても同様である。各研究機関において、各々研究内容に応じた効果の定量的測定方法を検討することが今後の課題であると思われる。

2. 試験研究の成果等に対する評価の要点

試験研究の成果等に対する評価が適正に行なわれているか否かを検討するため次の要点につき、県の試験研究機関がどう対応しているか質問、関係資料の閲覧等により検討した。

- ①試験研究の成果につき、中間評価と事後評価を行う制度になっているか。
- ②試験研究の成果につき、内部評価と外部評価の両方が行なわれる制度になっているか。
- ③試験研究成果の評価項目、評価基準、評価方法といった評価手続は定めているか。
- ④試験研究成果の評価過程で検討した内容等を文書化する制度になっているか。
- ⑤試験研究課題ごとの成果およびその評価結果は公表しているか。
- ⑥成果の普及状況および産業振興への寄与度等の追跡評価は実施しているか。またこれをモニタリングする仕組み、規程等はあるか。
- ⑦試験研究機関の業績評価（機関評価－機関の業務実施体制、組織管理状況、試験研究の実施状況、外部資金の導入状況、他機関との連携業務、研究環境の整備状況、知的所有権の取得状況、論文発表状況等の評価）を実施しているか。
- ⑧試験研究課題ごとにかかった費用と得られた効果を分析した資料は作成しているか。

その結果は次のとおりである。

①試験研究の成果につき、中間評価と事後評価を行う制度になっているかについて

「評価指針」の4. 研究課題等の評価において、中間評価と事後評価につき、次のように規定されており、これら両方が行われる制度になっているものと認めた。

中間評価・・・既の実施している研究課題等について、目標達成の可能性の把握、研究計画の見直しや改善を行うため、必要性、有効性、効率性及び代替性の各項目について評価を実施する。

また「評価要領」において、中間評価は原則として、5年以上の研究期間を有する研究を対象として、研究開始後3年目に行うと規定している。

事後評価・・・前年度に研究を終了した研究課題等について、目標達成状況の把握、将来の研究課題等への反映のため、目標達成度、必要性、有効性及び効率性の各項目に対する評価を実施する。

②試験研究の成果につき、内部評価と外部評価の両方が行なわれる制度になっているかについて

「評価指針」の4. 研究課題等の評価において、内部評価（県立試験研究機関における評価）と外部評価（科学技術会議・評価委員会及び部局単位の評価専門委員会における評価）を重層的に実施すると定められている。よって、両方が行われる制度になっているものと認めた。

③試験研究成果の評価項目、評価基準、評価方法といった評価手続を定めているかについて

「評価項目・評価基準」において「評価項目」としては、目標達成度、必要性、有効性、代替性に区分し、各々につき基本的考え方を示している。「評価基準」としては、A・B・C・D・Eの5段階評価を行うこととしている。

また、評価方法として、研究課題調書の作成、評価シートの作成を規定している。

よって、評価手続は定められているものと認めた。

④試験研究成果の評価課程で検討した内容等を文書化する制度になっているかについて

「研究課題調書」を作成し、評価を受けることになっていること及び各評価項目ごとに採点した「評価シート」を作成し、評価委員のコメント（具体的な問題点とともに実施後の課題や留意事項或いは今後の研究内容等の見直しや、新たな課題への取り組みを検討するためのアドバイス等）を「評価シート」に記載することになっている。

以上から成果の評価課程での検討内容は文書化されていると認めた。

⑤試験研究課題ごとの成果およびその評価結果は公表しているかについて

外部評価を受けている主要な研究課題に係る評価結果（事前評価、中間評価、事後評価の結果）は科学振興課が兵庫県のホームページで公表している。主要研究以外の評価（内部評価）に係る中間評価の結果及び事後評価の結果については、いずれの試験研究機関も公表されていない。一方、研究成果は、各試験研究機関共研究報告書、研究発表会、学会発表、ホームページ等で公表されている。

⑥成果の普及状況および産業振興への寄与度等の追跡評価は実施しているかについて

「評価指針」4. 研究課題等の評価（4）評価の方法において、追跡評価として「研究終了から数年が経過した研究課題等について、成果の実用化、施策化、普及状況の把握、将来の研究課題等への反映のため、施策への反映、企業・県民・地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバック効果に対する評価を実施する。」と規定されている。

また、「評価要領」5. 研究課題評価の特例措置(3)において「追跡評価については、当分の間、行政施策への反映度の検証等に主眼を置いて、内部評価のみを行うこととする。」と規定されており、外部評価の対象からはずされている。

一方、県の科学振興課からの回答では「評価制度による事前評価に基づいて実施された研究課題が終了し、事後評価から一定期間が経過した課題から具体的な追跡評価を実施していくこととしており、具体的な評価実施に向けて実施対象業務や実施方法を平成18年度に検討し、平成19年度から必要なものについて評価を実施する予定である」とのことである。

つまり、追跡評価は現在、内部評価としては行うこととしているが、これも行政施策への反映度等に主眼を置いて行うと範囲を限定しているほか、外部評価は平成19年度より実施する方向で検討しているということである。追跡評価は重要な手続であるので、平成19年度において確実に実行すべきである。

⑦試験研究機関の業績評価（機関評価—機関の業務実施体制、組織管理状況、試験研究の実施状況、外部資金の導入状況、他機関との連携状況、研究環境の整備状況、知的所有権の取得状況、論文発表状況等の評価）を実施しているかについて

「評価指針」5. 機関評価において次のように規定されている。

「・機関評価の対象は、県立試験研究機関の運営全般（業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等）とする。

・機関評価は、科学技術会議・評価委員会において行う。

・機関評価は、県立試験研究機関が、その果たすべき役割に応じ、研究資源を最大限に活用して優れた成果を生み出す効率的・効果的な組織運営を実現するため、県立試験研究機関における内部評価と部局単位の評価専門委員会による外部評価の結果を踏まえ、概ね5年毎を目途に実施する。」

上記の「概ね5年毎を目途に実施する」とされていることから、その評価実施等につき質問したところ、県の科学振興課からの回答は次のものであった。

「第2期中期事業計画を策定するにあたり、第1期中期事業計画（計画期間平成13～17年度）に記載した各機関の取り組みについて、業務の実施体制や促進のためのマネジメント、業務の重点化など幅広く効果検証を行っており、平成14年度に実施した県立試験研究機関の大幅な統合再編（工業技術センター所内再編、農林水産系6機関統合再編、衛生研究所と公害研究所の統合再編）の効果検証や各機関の業務（研究、試験分析、普及指導）の効果検証を併せて実施することにより、機関評価に代えている。